平成２７年（フ）第３２８７号
神奈川県川崎市高津区坂戸３－９－14―204、住民票上の住所東京都世田谷区南烏山３丁目12－１－Ｔ308号
債務者　植松　日和
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２８８号
埼玉県志木市本町６丁目27―34―202
債務者　宮嶋　幸男
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２８９号
東京都八王子市明神町２丁目８－８　アヴ・ニールⅡ202号
債務者　安藤　康人
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２９０号
東京都江東区北砂１丁目17―10　吉田荘古山方
債務者　鈴木美紀男
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２９４号
神奈川県厚木市上依知370－１－201
債務者　佐藤　貴紀
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２９５号
東京都中野区野方１丁目26－６－103
債務者　松原　正幸
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２９６号
東京都青梅市大門２丁目268－９
債務者　松尾　恵子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３０１号
東京都狛江市猪方２丁目12－３
債務者　大根田政裕
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５８号
静岡市葵区音羽町６番12―201号
債務者　山邊　秋雄
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５９号
静岡市葵区音羽町６番12―201号
債務者　山邊うらら
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４号
東京都あきる野市草花1702番地２
債務者　義山　尚浩
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８号
熊本県阿蘇市小里184番地　江藤アパート２―31
債務者　中村　次孝
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２７年（フ）第９号
熊本県阿蘇市赤水367番地　赤水西住宅21号
債務者　蓑田　将史
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２７年（フ）第４号
栃木県那須塩原市東豊浦21番地47　室井アパート２号
債務者　御手洗和雄
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１４７号
東京都府中市若松町１丁目７番地の２エステートピア303
債務者　鈴木　雅夫
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部